

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器細管洗浄装置用回収器（B）のベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	廃棄物処理系廃液サージタンク用レベル計の計器元弁にシートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
3	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）の点検において、防食用垂鉛板（32枚中19枚）が消耗していることが認められたため、当該垂鉛板を交換	対象外	
4	2号機	燃料交換機の据付式補助ホイス用電動機の点検において、ケーブル被覆に剥離及び亀裂が認められたため、当該ケーブル（2本）の被覆を修理	D	
5	3号機	原子炉建屋弁グランド部漏えい温度記録計等（3台）の点検において、チャート送り機構部に動作不良及び異音が認められたため、当該記録計を修理	D	
6	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）の補機冷却系海水ポンプ（B）出口圧力指示計用検出元弁の耐圧漏洩試験において、検出元弁付近の保温材より微量の水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	廃棄物処理系再生廃液導電率記録計の点検において、チャート押えの爪に破損が認められたため、当該チャート押えを交換	D	
8	3号機	第1給水加熱器（A）用ドレンレベル調整器の点検において、切替スイッチの位置表示ランプに点灯不良が認められたため、当該ランプを交換	D	
9	3号機	1～4号機共用所内ボイラ（B）の漏洩試験時、蒸気発生器のNo. 18蒸発管接続部及び循環ポンプ出口の小口径配管接続部ににじみが認められたため、当該部（2箇所）を点検・修理	D	
10	3号機	原子炉冷却材浄化系の非再生熱交換器冷却水出口温度制御弁の点検において、当該弁の駆動部取外し不可及び開動作不良が認められたため、当該弁を修理	D	
11	3号機	主復水器細管洗浄装置用ボール循環配管（強化プラスチック製）のフランジ部に亀裂（7箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
12	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）の補機冷却海水系冷却器海水戻り配管ドレン弁の点検において、セットピンに折損が認められたため、当該ピンを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	主タービン電気油圧式制御装置の計器点検において、高圧制御油ポンプ出口母管圧カスイッチに動作不良が認められたため、当該圧カスイッチを交換	D	
14	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）の入口第1電動弁に動作不良（全開不可）及び手動操作困難（ハンドルが固い）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
15	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）の補機冷却系海水ポンプ（A・B）出口圧力計用元弁の浸透探傷検査において、弁棒に腐食が認められたため、当該弁を修理	D	
16	3号機	残留熱除去海水系のA系淡水希釈配管出口元弁の浸透探傷検査において、弁棒及び弁座シート面に腐食が認められたため、当該弁を修理	D	
17	3号機	中央操作室制御盤（9-25）内の制御ケーブル接続端子銘板の文字に表記位置のずれによる一部判読困難が認められたため、当該端子銘板を点検・調整	対象外	
18	3号機	プロセス放射線モニタ点検において、端子番号の誤認により制御回路を誤接続したことから、3、4号機中央操作室換気空調系補助送風機を自動起動させたため、対応検討	C	
19	3号機	タービン建屋6、9kV高圧配電盤室スチームドレンサンプポンプの点検において、ポンプ出口弁及び出口逆止弁にシートリークが認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
20	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）用油冷却器の冷却水出口側フランジ接続部より水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	5号機	主復水器ホットウェル補給水調整弁（B）にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	5号機	5・6号機中央操作室空調機（B）のファン駆動用Vベルト（2本の内、1本）に緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
23	6号機	循環水ポンプ出口弁ピット内ドレンサンプ用レベルスイッチの点検において、レベル検出用フロート部に損傷が認められたため、当該フロート部を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで